

議案 1

1 届出内容

(新設 届出年月日：平成28年9月8日 根拠条文：法5-1

条例審議：平成28年7月(当初審議)、平成29年2月(基本計画書の訂正を受けての審議)

名称	(仮称) 阪急オアシス鴻池店		
所在地	伊丹市鴻池四丁目 14 番 1 ほか		
設置者	株式会社阪急オアシス		
小売業者の名称 (業態)	株式会社阪急オアシス (食料品等)、 株式会社ユニクロ (衣料品) ほか		
新設年月日	平成 29 年 5 月 9 日		
店舗面積	5,769 m ²		
延べ面積、建築面積、敷地面積	11,294 m ² 、7,374 m ² 、17,997 m ²		
用途地域	準工業地域		
騒音に係る基準	環境基準：A 類型、B 類型、C 類型 規制基準：第 3 種		
駐車収容台数	293 台 (≥ 必要台数 293 台)		
	夜間駐車場の 利用制限	有	制限後台数 271 台
駐輪収容台数	376 台		
荷さばき施設面積	140.0m ²		
廃棄物等保管容量	107.1m ³		
営業時間	午前 8 時から午後 11 時		
駐車場の利用時間	午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで		
駐車場の出入口の数	出入口 2 箇所		
荷さばき施設の利用時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで		

2 法第 8 条第 1 項の規定による市町の意見及び同条第 2 項の規定による住民等の意見

市町の意見の有無	意見提出あり
住民等の意見の有無	意見提出あり

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針式に基づく必要駐車台数293台に対し、293台を確保する。

[指針式]

5.769千㎡×950人/千㎡・日×ピーク率14.4%×自動車分担率70%

÷平均乗車人員2.0人/台×平均駐車時間係数1.029×併設施設割増係数1.031(※) = 293台

※併設施設の割合：

1,334㎡ (飲食店565㎡+サービス施設769㎡) / 5,769㎡ (物販店舗) = 23.12%

② 道路交通への影響に関する事項 [経路見直し後]

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ ピーク1時間あたり来店自動車台数

指針に基づき算出した結果、店舗新設によるピーク時発生交通量は285台/hとなった。

[指針式]

5.769千㎡×950人/千㎡・日×ピーク率14.4%×自動車分担率70%

÷平均乗車人員2.0人/台×併設施設割増係数1.031 = 285台

○ 商圈(店舗を中心に半径3km)を6方面(①~⑥)に分け、各方面別の世帯数比で285台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数(世帯)	配分比(%)	来退店ピーク台数(台/h)
①(東)	16,237	15.1	43
②(北)	12,614	11.7	33
③(西)	17,149	15.9	45
④(南西)	21,922	20.4	59
⑤(南)	15,634	14.6	42
⑥(南東)	24,030	22.3	63
計	107,586	100.0	285

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

○ 現況交通量調査(平成28年1月17日(日)・1月21日(木))の台数に、上記で算出した発生台数285台を加えて、交差点需要及び車線別混雑度の検討を行う。

○ 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
	0.537	0.489	0.545	0.497	
地点1 (鴻池字三刈) 平：17時台 休：15時台	0.24	0.21	0.38	0.33	東流入左直
	0.22	0.16	0.22	0.16	東流入右折
	0.39	0.49	0.40	0.51	南流入左直
	0.61	0.35	0.85	0.59	南流入右折
	0.63	0.42	0.63	0.42	西流入左直
	0.26	0.30	0.51	0.51	西流入右折
	0.39	0.48	0.41	0.50	北流入左直
	1.45	1.15	1.45	1.15	北流入右折

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点2 ((仮)計画地南西) 平：17時台 休：14時台	0.281	0.438	0.373	0.530	
	0.27	0.65	0.44	0.82	東流入左直右
	0.29	0.26	0.29	0.26	南流入左直
	0.05	0.14	0.23	1.32	南流入右折
	0.03	0.01	0.03	0.01	西流入左直右
	0.33	0.44	0.41	0.52	北流入左直右

※網かけは最大値を示す。

○地点1交差点については、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる(※1)。

※1：地点1の北流入右折車線の混雑度が計算上は1を超えているが、実際には信号1サイクルで捌けている状況。なお、この車線は来退店経路にはなっていないため、今回の出店による影響はない。

○地点2交差点については、休日ピーク時の南流入右折車線の混雑度が対向直進交通量が1,000台超のため、計算上は1を超えているが、当該車線における現況(※2)及び当該車線長の延長(15m→30m※3)を考慮すると、概ね交通処理は可能と考えられる(※4)。

※2 現況の交通流動(設置者からの報告による)：

休日のピーク時(14時台)を挟む前後3時間の追加調査の結果、1,000台強の対向直進車両がある状況において、信号1サイクル当たり、①対向直進車両の間隙を利用して最大3台、②信号現示の変わり目に最大4台、右折できている状態が確認されており、この現状を踏まえると、対向直進車両が1,000台強程度であれば、信号1サイクル当たり7台程度は右折処理可能と考えられる。

※3 右折車線長の延長：

右折車の滞留に必要な長さを確保するため、現在、15m(車両2～3台分)の右折車線長を30m(車両5～6台分)に延長する。

※4 開店後の右折処理の予測

開店後における休日ピーク時の右折車両は79台/時(現況37台+来店車42台)これを信号1サイクル当たりになると、右折車両は2.6台/サイクル。追加調査の結果を踏まえると、当該交差点における信号1サイクル当たりの右折処理能力は7台程度あり、予測台数2.6台に対して4.4台分の余裕がある。実際には来店車両がランダムに発生すること、開店後は対向直進車両が増えること等を考慮しても、捌き残りは生じないものと考えられる。

ウ 無信号交差点の交通処理検討

○右折出庫で運用する出入口②について、信号機のない交差点の交通容量の計算法(西ドイツの計算法)により評価

○出入口の出庫による評価は「非常に小」となっており、交通への影響は軽微であると考えられる。

○道路対面の商業施設からの回遊車両の影響を考慮(※)しても「非常に小」となっており、交通への影響は軽微であると考えられる。

(主道路：市道鴻池瑞原線、従道路：出入口②)

出入口②	出入口②→市道(右折出庫)		出入口②→市道(右折出庫) [※対面商業施設からの回遊考慮]	
	平日(16時台)	休日(15時台)	平日(16時台)	休日(15時台)
交通容量	639	484	542	340
将来実交通量	76	76	76	76
余裕交通容量	563	408	466	264
指 標	非常に小	非常に小	非常に小	非常に小

※対面商業施設からの回遊考慮：

出入口②は、道路挟んで南側に立地する別の商業施設（ホームセンター）の出入口の対面に設置される。このため、当該商業施設からの退店車両の全てが直進して本施設の出入口②から入庫すると仮定して検証を行った。

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	環境基準 (昼間)	等価騒音 レベル	環境基準 (夜間)	等価騒音 レベル
A	(H=1.2m)	共同住宅 壁面	来店車両走行音	55 dB (B類型)	44 dB	45 dB (B類型)	35 dB
	(H=4.7m)				44 dB		35 dB
	(H=7.7m)				44 dB		35 dB
	(H=10.7m)				44 dB		35 dB
B	(H=1.2m)	店舗 敷地境界	換気設備 荷さばき作業関連音※ 廃棄物収集収集作業関連音※ (※は昼間のみ)	55 dB (A類型)	47 dB	45 dB (A類型)	28 dB
C 1	(H=1.2m)	住宅 壁面	換気設備 荷さばき作業関連音※ 廃棄物収集収集作業関連音※ (※は昼間のみ)		48 dB		30 dB
	(H=4.7m)		48 dB		31 dB		
C 2	(H=1.2m)	福祉施設 壁面	換気設備 荷さばき作業関連音※ 廃棄物収集収集作業関連音※ (※は昼間のみ)		52 dB		32 dB
	(H=4.7m)		52 dB		33 dB		
C 3	(H=1.7m)	共同住宅 壁面	換気設備 荷さばき作業関連音※ 廃棄物収集収集作業関連音※ (※は昼間のみ)		49 dB		33 dB
	(H=4.7m)				49 dB		34 dB
	(H=7.7m)			49 dB	35 dB		
C 4	(H=1.7m)	住宅 壁面	冷凍冷蔵室外機 荷さばき作業関連音※ 廃棄物収集収集作業関連音※ (※は昼間のみ)	50 dB	33 dB		
	(H=4.7m)			50 dB	35 dB		
D	(H=1.2m)	福祉施設 敷地境界	換気設備 来店車両走行音	60 dB (C類型)	48 dB	50 dB (C類型)	37 dB
	(H=4.7m)				48 dB		37 dB

・全ての地点において、環境基準を満足する。

□ 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a	(H=1.2m)	道路	来店車両走行音	50 dB (第3種)	<u>77 dB</u>
a´	(H=1.2m)	未利用地		45 dB (第2種)	44 dB
a´´	(H=1.2m)	共同住宅			44 dB
b	(H=1.2m)	道路	換気設備	50 dB (第3種)	44 dB
c1	(H=1.2m)	道路	換気設備	50 dB (第3種)	39 dB
	(H=4.7m)				40 dB
c2	(H=1.2m)	道路	換気設備	50 dB (第3種)	38 dB
	(H=4.7m)				40 dB
c3	(H=1.2m)	道路	換気設備	50 dB (第3種)	38 dB
	(H=4.7m)				39 dB
	(H=7.7m)				40 dB
c4	(H=1.2m)	道路	来店車両走行音	50 dB (第3種)	39 dB
	(H=4.7m)				39 dB
d	(H=1.2m)	道路	来店車両走行音	50 dB (第3種)	<u>77 dB</u>
D	(H=1.2m)	福祉施設		50 dB (第3種)	50 dB

- ・予測地点 b、c1、c2、c3、c4 で規制基準を満足する。
- ・予測地点 a で規制基準を超過するが、直近の隣地（未利用地）境界である a´ 及び保全対象物（住宅）境界である a´´ において規制基準を満足する。
- ・予測地点 d で規制基準を超過するが、直近の隣地（福祉施設）境界である D において規制基準を満足する。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○指針の容量を確保する。（廃棄物保管容量 107.1 m³ > 指針 26.9 m³）

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	12.00 m ³	26.9 m ³
金属製廃棄物等		0.40 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.35 m ³	
プラスチック製廃棄物等		11.54 m ³	
生ゴミ等		1.77 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.82 m ³	

- リサイクル品（再利用対象物）保管施設
 分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

①歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・駐車場の各出入口に複数名の交通整理員を常時配置し、歩行者の安全確保及び円滑な誘

導を行う。

- ・南側道路については、周辺の小学校等の通学路になっていることから、出入口②については午前9時からの運用とするとともに、当該道路が通学路であることを注意喚起する看板を設置する。

②防犯・防災対策への協力

- ・地元警察等と連絡を取り合い、青少年の非行防止、不審者への声かけ等に努める。

③街並みづくり等への配慮に関する事項

- ・「伊丹市都市景観条例」及び「屋外広告物条例」を遵守し、周辺と調和した良好な景観形成を図る。
- ・「環境の保全と創造に関する条例」を遵守し、敷地及び建物屋上の一部を緑化する。

<必要緑化面積>

◇敷地必要緑化面積： $17,997\text{m}^2 \times (100\% - \text{建ぺい率}60\%) \times 50\% = 3,599\text{m}^2$

◇屋上必要緑化面積： $4,418\text{m}^2 \times 20\% = 884\text{m}^2$

<計画緑化面積>

◇敷地計画緑化面積： $4,446\text{m}^2$ ($>3,599\text{m}^2$)

◇屋上計画緑化面積： $1,017\text{m}^2$ ($>884\text{m}^2$)

4-1 法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>(1) 環境対策 [環境保全課]</p> <p>ア 騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設が住宅の近くで計画されていることから、特に早朝・夜間における作業音については十分に対策すること。 ・集客力がある店舗が入居した場合は、ピーク時間帯に予測以上の交通量が想定され、騒音等に関する環境負荷の増大が懸念される。類似店舗の実態を参照するなど、敷地内および周辺道路において交通渋滞が発生しないよう十分に対策すること。 <p>イ 光害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉店時間が午後11時であることから、周辺住宅に対して敷地内からの照明等による光害が発生しないよう十分に対策すること。 <p>ウ 悪臭対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設や各店舗からの悪臭に関し、十分に対策すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝における搬入作業については、アイドリングの停止をはじめ騒音低減を意識して作業します。なお、夜間（22時～翌6時）の荷さばき作業は実施しません。 ・敷地内や周辺道路に交通渋滞が生じないように、各駐車場出入口に複数名の交通整理員を常時配置し、交通誘導を行います。 ・周辺住居に光害が及ばぬよう照射方向や明るさに注意します。 ・施設からの臭気が周辺に及ばぬよう、生ゴミ保管施設の温度管理や調理場の換気設備にフィルターを設置するなど、対応します。 	<p>一定の対応は取られているものと判断し、意見を有しない。</p>
<p>(2) 交通安全対策</p> <p>ア 県道中野中筋線及び西出入口の安全対策 [交通局運輸サービス課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該道路に設置される西出入口は、左折入出庫とする計画ではあるが、開店当初には、鴻池字三刈交差点からの来 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道中野中筋線に入庫待ち車両が生じないように、出入口①には複数名の交通整理員を常時配置し、車 	

店車両の入庫待ち滞留が予想される。また、右折入出庫車両の発生も懸念されることから、交通整理員の配置等により、適切に車両誘導を行われたい。

- ・当該道路は市バスの運行上、重要・主要な路線となっていること、鴻池字三刈交差点付近にバス停留所が設置されていることから、一層の安全確保、安全対策により、バスの走行環境の改善に努められたい。
- ・開店後の周辺道路状況に応じて、適時、相談・協議のできるよう必要な体制を維持されたい。

イ 市道鴻池瑞原線及び南出入口の安全対策 [道路室]

- ・当該道路は休日も含めて利用者が多いことから、通行上の安全確保のため、当該道路に設置される南出入口については、注意喚起用の警報鈴や看板の設置、交通整理員の常時配置等の安全対策が必要である。また、地元と十分な調整協議を行い、真摯な対応を要望する。
- ・来退店車両が、南側対面のホームセンターの来退店車両と錯綜し、渋滞の発生や交通安全上の悪化が予想されることから、南出入口については入口とし、一般車両の出口は北側の市道鴻池荻野線に設けられたい。

ウ 近隣の障がい者施設、教育施設等への安全配慮

[障害福祉課]

- ・店舗の南側には、知的障がい者を対象とした入所施設や通所施設、グループホームが立地しており、南出入口が設置される市道鴻池瑞原線は、施設への通所、施設外就労、日常生活動作訓練等の際に、毎日、通行利用されている。また、店舗の東側には、鴻池小学校やこのいけ幼稚園、伊丹特別支援学校等の教育施設が立地しており、当該道路は児童生徒の通学路としても利用されている。南出入口が設置されれば、不特定多数の車両が当該道路を往来す

両の円滑な入庫を確保します。また、県道中央ゼブラ帯にポールを設置し、右折入出庫を防止します。

- ・県道中野中筋線に入庫待ち車両が生じないように、出入口①には複数名の交通整理員を常時配置し、歩行者の安全を確保するとともに、円滑な車両の入庫を誘導し、路線バスの運行に支障が生じないように、健全な交通環境の保持に努めます。
- ・開店後においても、周辺の交通流動を注視します。交通関係機関と随時、連絡・相談・協議ができるよう、体制を維持します。

- ・南側出入口には注意喚起用の警報鈴や案内看板を設置するとともに、複数名の交通整理員を常時配置します。また、継続的に地元と協議を行い、情報の共有を図るとともに、対策が必要な場合は誠実に対応します。

- ・市道鴻池瑞原線（敷地南側）側の出入口の位置については、地元警察署、道路管理者と協議のうえ、対側地のホームセンターとの回遊車両の経路が複雑にならないよう両店舗の出入口を対面する位置に計画しています。再度、伊丹市道路室に確認し、現計画位置にて了承を得ました。

- ・南側出入口がない場合、来客車両の計画地東側区域への進入、県道中野中筋線や市道鴻池荻野線での転回車両等の発生が懸念され、計画地南側出入口はこれらの車両の発生を抑制する機能を有します。
- ・南側出入口の運用においては、登校時間帯にかかる午前9時までの運用を取りやめるとともに、午前9時以降の時間帯においては、常時、複数名の交通整理員を配置し、安全確保、円滑な車両誘導を行い

<p>ることとなり、危険回避が困難な障がい者や児童生徒が交通事故等に巻き込まれる危険が高まる。当該道路は、道幅も狭く、現在でも車両同士や車両と自転車等の接触事故が発生するなど、多数の車両が交錯するには不向きな道路であるとする。以上の理由により、南出入口については、廃止又は位置の変更など、計画の変更を行うよう要望する。</p> <p>[伊丹特別支援学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の南東に立地する伊丹特別支援学校は、肢体不自由特別支援学校のため、児童生徒はスクールバスとリフト付きタクシーによって通学しており、来退店車両や搬出入車両等によって、児童生徒の通学への影響が懸念される。開店後もスクールバス等の安全かつ円滑な通行が確保されるよう、学校西側の市道への来退店車両の進入防止、店舗南側の市道鴻池瑞原線における来退店車両の滞留防止など、安全確保のために必要な対策を講じるよう要望する。 <p>[鴻池小学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南出入口が設置される市道鴻池瑞原線は、鴻池小学校の通学路に当たる。開店後は、来退店車両により交通量が増加すると予想され、また、対面のホームセンターとの往来など、さまざまな車両通行が発生することから、登下校時の安全確保が必要である。交通整理員の複数配置、ガードレールの設置、回転灯の設置等の対策が必要と考える。 <p>[教育委員会保健体育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の周辺道路は、近隣の小中学校の通学路となっているため、登下校の時間帯（登校時間7:45～8:15、下校時間14:30～16:30）においては、工事期間中はもちろんのこと、開店後も出入口に交通整理員を配置するなど、安全対策に努められたい。 	<p>ます。また、警報鈴や注意喚起看板を設置し、歩行者・運転者への注意喚起を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記について、鴻池小学校、同PTA、このいけ幼稚園、同PTA、伊丹特別支援学校へ説明し、運用開始後においても情報共有及び協議を継続すること、対策が必要な場合は誠実に対応することで一定のご理解をいただいています。 ・店舗開店に伴う市道鴻池瑞原線での交通渋滞が発生しないよう、敷地内にも交通整理員を常時配置し、円滑な車両誘導を行うとともに、繁忙時には周辺交差点へも交通整理員の配置を行い、伊丹特別支援学校西側道路への通り抜け防止を図ります。 ・南側出入口の運用に伴う登下校時の安全確保のため、南側出入口に警告灯や案内看板を設置するとともに、複数名の交通整理員を常時配置します。また、市道鴻池瑞原線の歩道へガードレールを設置するため、範囲、形状等について市の担当部局と協議しています。 ・南側出入口については午前9時前の運用はしません。また、運用中は複数名の交通整理員を常時配置し、安全確保を行います。 	
---	--	--

4-2 近隣市（半径1km以内）からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[宝塚市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の安全確保を図るため、工事車両は主要幹線道路を通行し、生活道路の通行を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両は、幹線道路を走行し、生活道路へは進入しないようにします。 	<p>設置者から対応する旨の回答があり、意見を有しない。</p>

5 法第8条第2項の規定により住民等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[意見提出者：社会福祉法人いたみ杉の子]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来店者の駐車場への出入口2ヶ所（県道側の西出入口及び市道側の南出入口）のうち、南出入口の設置については、以下の理由により中止するよう求める。 （中止を求める理由） ・周辺地域には、本法人を含め多くの福祉施設、事業所があり、不特定多数の車両が通行することによる環境悪化及び交通事故等の危険度が増すことが懸念される。 ・南出入口が接する市道は、道幅が狭く、地域における生活道路であり、大規模店舗の駐車場への進入路としては不適切と考える。 ・当該道路は、本法人が運営する障がい者福祉施設と隣接しており、施設利用者（知的障がい者）も日常利用する。危険察知に障がいのある利用者の安全確保・生活環境の保全にも影響がある。同様に、当該道路は、地域にある鴻池小学校、幼稚園等の主要な通学路でもある。 ・当該道路は、単に狭いということだけでなく、大型自動車のすれ違いが難しい、中央線もない、片側にしか歩道がない、街路樹が歩道をより狭くし見通しを遮っているなど、店舗への進入路とするには構造的な欠陥がある。 ・当該道路は、すでに本法人利用者の送迎車両、隣接する伊丹特別支援学校の送迎大型バス、市立スポーツセンター利用者の車両等、地域住民以外の車両通行場所となっており、通行量が多い。これに店舗利用者車両が加わると、渋滞、通行支障が予想される。 ・隣接して営業中のホームセンターも当該道路に出入口を設けているが、今回の店舗と同じく、当初の説明では、利用車両は地域住民の生活圏域に進入させず、県道を介して来退店させるとのことだったが、守られていないのが現状である。さらに、ホームセンターの出入口においては、見通しも悪く、車両同士、車両と自転車等との事故が起きている。 ・県道から市道への右折についても、信号の青表示時間は短く、右折専用青表 	<ul style="list-style-type: none"> ・南側出入口がない場合、来客車両の計画地東側区域への進入、県道中野中筋線や市道鴻池荻野線での転回車両等の発生が懸念され、計画地南側出入口はこれらの車両の発生を抑制する機能を有します。 ・南側出入口の運用においては、登校時間帯にかかる午前9時までの運用を取りやめるとともに、午前9時以降の時間帯においては、常時、複数名の交通整理員を配置し、安全確保、円滑な車両誘導を行います。また、警報鈴や注意喚起看板を設置し、歩行者・運転者への注意喚起図ります。 ・また、市道鴻池瑞原線の歩道へガードレールを設置するため、範囲、形状等について市の担当部局と協議しています。 ・上記について、意見提出者に説明したところ、一定の評価・理解はいただきましたが、立場上、南側出入口の計画については反対せざるを得ないとのことでした。意見提出者とは、店舗開店後も情報を共有し、対策が必要な場合は誠実に対応することを約束しています。 ・なお、意見提出者から、就業体験学習や催し物会場の提供等について相談があり、積極的に協力する旨、回答しています。 	<p>一定の対応は取られているものと判断し、意見を有しない。</p>

示もないことから、渋滞することが予想される。同じく市道での渋滞も予想される。		
--	--	--

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[兵庫県警察本部交通規制課]</p> <p>(1) 案内誘導看板の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内誘導看板の設置箇所については、事前に伊丹警察署長と調整されたい。 <p>(2) 来退店経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> 来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。 <p>(3) 店舗出入口への交通整理員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁忙日等については、交通整理員を配置し、交通の安全を確保されたい。 出入口①、出入口②及び搬入車両入口については、通学路に面していることから、通学時間帯における学童保護対策を実施されたい。 <p>(4) 地点2における南流入右折車両対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ピーク時間帯のみならず通常時の右折需要に対する捌き状況も検討すること。 交差点改良、信号機の調整が必要と認められる状況であれば、道路管理者、管轄警察署と協議を行うこと。また、信号機及び道路の改良については相当な時間を要することから、早急に協議されたい。 現況の交差点形状では、信号機の改良については、道路改良が前提となる（※）ことから、道路管理者と調整を行うこと。 ※四差路交差点の時差式運用は行わない。右折矢印信号の設置については、当該交差点の場合、北側部分に南進右折の車両通行帯が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内誘導看板の設置箇所については、事前に伊丹警察署と相談します。 来退店経路を周知するよう、広報の徹底、案内看板の設置、交通誘導員の配置等を行います。 出入口①及び出入口②には複数名の交通整理員を常時配置いたします。 出入口②及び搬入車両入口については、運用を午前9時からとし、登校時の来客車両等の出入りがないようにします。午前9時以降の時間帯においては、出入口①及び出入口②には、複数名の交通整理員を常時配置し、通学時の安全確保をいたします。また、出入口②には警報鈴や注意喚起看板を設置し、歩行者・運転者への注意喚起を図ります。 対向直進車両が1,000台を下回る時間帯は、混雑度は1以下となり、計算上は捌ける結果となります。 計画地南西側交差点の右折レーンの延長を行います。信号機の調整については、伊丹警察署との協議にて、開店後の状況を確認のうえで可否を判断することとなっています。なお、その際には道路管理者とも協議を行います。 右折専用現示を設置する場合には北側部分に南進右折の車両通行帯が必要になる旨について、伊丹警察署へ確認済みです。その場合には、道路管理者とも協議・調整を行います。 	<p>設置者から対応する旨の回答があり、意見を有しない。</p>

[道路保全課]

- ・ 県道中野中筋線の道路区域内において、道路工事等を行うに際しては、事前に協議のうえ、道路法に基づいて必要な手続きを行うこと。
- ・ また、店舗出入口への右折入出防止用ポールを県道中央のゼブラゾーンに設置すること。

[総合治水課]

- ・ 今回の計画は1 ha以上の土地の形質を変更する行為であるため、周辺地域に浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、総合治水条例に基づく開発行為の届出義務があるため、開発者においては、宝塚土木事務所と事前に協議されたい。（総合治水条例第11条）
- ・ 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置する、駐車場を透水性舗装にする等、建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備える努力をされたい。（総合治水条例第21条）
- ・ 今回、計画区域が浸水想定区域に含まれているため、建物又は工作物の所有者等は、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。（総合治水条例第44条）

[下水道課]

- ・ 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分に調整すること。
- ・ 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮すること。

[環境整備課]

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。

- ・ 県道中野中筋線の道路区域内において、道路工事等を行うに際しては、事前に関係部局を協議のうえ、道路法に基づいて必要な手続きを行います。
- ・ 店舗出入口への右折入出防止用ポールを県道中央のゼブラゾーンに設置します。

- ・ 宝塚土木事務所と事前に協議を行い、重要調整池設置の要否を確認しました結果、総合治水条例に基づく開発行為の届出は不要となりました。

- ・ ピット式雨水貯留槽の設置、駐車場の透水性アスファルト舗装等の配慮設計を行っており、現場施工にて、雨水貯留槽浸透機能の実現に尽力しています。

- ・ 電気設備等を店舗建物の高所に設置する等により、浸水被害の軽減をはかり、耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持を行います。

- ・ 市（下水道管理者）と十分に調整を行います。

- ・ 雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用の推進を行い、施設整備の配慮に努めます。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づく廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めること。 ・店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に伊丹市に相談のうえ慎重に判断すること。 <p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。また、新築又は増築に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出すること。 ・兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開を求める。 ・福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。（利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用いただきたい。）また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が10,000㎡以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 <p>[景観形成室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画には景観法、伊丹市都市景観条例、兵庫県の屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続きを適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 ・店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に伊丹市に相談し、ご指導を仰ぎます。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な緑地を確保し、建築物等緑化計画届を提出済です。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域と一体となったまちづくりを進める観点から、地元との十分な話し合いによる事業の展開を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリーに関する整備基準に適合させます。チェック&アドバイス制度については、活用について検討します。今回、敷地内建築物の延べ面積が10,000㎡以上であるため、インターネット又はパンフレット等によりバリアフリー情報を掲載します。 <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市都市景観条例の手続は終了しています。兵庫県の屋外広告物条例は、先行オープンするテナントの広告物及び屋外自立サインについては手続き済みです。それ以外の広告物については、今後、必要な手続きを適切に行います。 	
---	---	--

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	意見を有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や広域誘導看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 敷地南側の出入口（出入口②）については、日中は常時、交通整理員を配置し、対面の商業施設の事業者とも協力して、安全かつ円滑な入出庫を図ること。3 敷地西側の出入口（出入口①）についても、繁忙時等は交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。4 近隣に学校、福祉施設等が立地していることから、来客者に安全運転を周知し、児童生徒、施設利用者等の安全な通行の確保に努めること。5 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、敷地南西交差点（地点2）の交通流動、南側の出入口（出入口②）付近の状況等について調査・報告すること。また、来店車両に起因する混雑、その他安全上の問題等がみられる場合は、関係機関、近隣に学校、福祉施設等と協議の上、必要な対策を講じること。6 営業時間内に駐車場を荷さばき車両が走行する場合は、誘導員の配置、駐車マスの一部利用制限等により、来店客の安全確保に努めること。7 敷地内で計画されている緑地の適切な維持管理に努めること。

議案2

1 届出内容

(新設 届出年月日：平成28年10月12日 根拠条文：法5-1 条例審議：平成27年9月)

名 称	(仮称) アルカドラッグ東姫路店			
所在地	姫路市日出町三丁目38番地1			
設置者	株式会社ナガタ薬品			
小売業者の名称(業態)	株式会社ナガタ薬品(医薬品等)			
新設年月日	平成29年6月13日			
店舗面積、延べ面積、 建築面積、敷地面積	1,761 m ² 、4,352 m ² 3,990 m ² 、8,189 m ²			
用途地域	準工業地域			
騒音に係る基準	環境基準： C類型 規制基準： 第3種			
駐車収容台数	72台(全体台数133台) (≧必要台数72台)			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	72台			
荷さばき施設面積	48 m ²			
廃棄物等保管容量	12.6 m ³			
営業時間	午前9時～午後9時50分			
駐車場の利用時間	午前8時50分～午後10時			
駐車場の出入口の数	出入口2箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時～午後10時			

2 法第8条第1項の規定による市町の意見及び同条第2項の規定による住民等の意見

市町の意見の有無	意見提出あり
住民等の意見の有無	意見提出なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

○ 物販部分の必要駐車台数

指針に基づき計算した結果、必要台数は**72台**となる。

〔指針式〕 $1.761 \text{千m}^2 \times 1,329.56 \text{人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率}14.4\% \times \text{分担率}65\% \div \text{平均乗車人員}2.0$
 $\times \text{平均駐車時間係数}0.661 \approx 72 \text{台}$

○ 併設施設（クリニック）部分の必要駐車台数〔参考〕

併設施設については、クリニックを予定しているため、既存類似施設実績より算定した結果、必要駐車台数は**61台**となる。

〔算定式〕 $\text{調査日の最大滞留人数} \times \text{自動車分担率} \times \text{月別補正} \times \text{診療科数補正} \div \text{平均乗車人員}$
 $= 55 \text{人} \times 67.4\% \times 1.085 \times 9 \text{科} (\text{計画施設}) / 6 \text{科} (\text{既存施設}) \div 1.0 \text{人} \approx 61 \text{台}$

○ 施設全体の必要駐車台数

以上より、施設全体の必要駐車台数は**133台**となり、当該計画は必要駐車台数を満たす133台（うち、届出台数72台）を確保する。なお、従業員駐車場については別途10台確保する。

（参考）既存店調査結果について（調査日 H26.7.8〔火〕、H27.1.13〔火〕）

最大滞留人数・自動車分担率については、既存店舗のうち、診療科目数が比較的近い店舗（高砂店）における実査データを用いた。

- ・最大滞留人数：55人（H27.1.13〔火〕 10時台）
- ・自動車分担率：67.4%（サンプル調査による）

月別補正については、医療統計（独立行政法人国立生育医療研究センター）の月別外来患者数により、調査月と月別外来患者数の最大月との比を補正值として用いた。

<調査月を100とした時の月別患者数の補正值>

	7月	1月
歯科	113.9%	100.0%
小児科	110.3%	100.0%
眼科	109.1%	100.0%
神経内科	108.4%	100.0%
内科	100.8%	100.0%
皮膚科	108.6%	100.0%
平均	108.5%	100.0%

※既存店舗（高砂店）

- ・施設規模：6施設（200㎡、230㎡、140㎡、180㎡、180㎡、160㎡）
- ・診療科目：歯科、小児科、眼科、神経内科、内科、皮膚科

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク1時間あたりの来店自動車台数

〔物販〕 $1.761 \text{千m}^2 \times 1,329.56 \text{人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率}14.4\% \times \text{分担率}65\% \div \text{平均乗車人員}2.0$

$\approx 110 \text{台}$

〔併設施設（クリニック）〕 104人（実査値）×67.4%

×9科（計画施設）/6科（既存施設）÷ 1.0人 ≒ 106台

〔施設全体〕 110台+106台=216台

・クリニックの発生交通量については、既存店舗（高砂店）における平成26年7月8日（火）の実査データを用いた。

○商圏（店舗を中心に半径1km）を5方面①～⑤に分け、各方面別の世帯数比で216台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	1,848	27.43	60
②	1,477	21.93	47
③	1,504	22.33	48
④	1,224	18.17	39
⑤	683	10.14	22
計	6,736	100.00	216

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査（平成27年5月8日（金）、5月10日（日））に上記で算出した発生台数216台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- また、調査日以降にJR東姫路駅が開業したため、調査地点3で現況交通量調査（平成28年7月27日（水）、7月31日（日））を行い、地点1、2に交通量に上乗せし、その影響について検討を行った。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

（上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度）

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		JR東姫路駅を考慮		下線部は 経路上の車線	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日		
地点1 交差点 (姫路警察署前)	0.379	0.384	0.391	0.423	0.416	0.463		
	0.30	0.38	0.42	0.52	0.51	0.65	東流入直左右	
	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	南流入直左	
	0.22	0.15	0.29	0.21	0.33	0.28	南流入右折	
	平：17時台	0.39	0.29	0.42	0.33	0.45	0.38	西流入直左右
	休：16時台	0.44	0.45	0.44	0.45	0.44	0.45	北流入左直
	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13	0.14	北流入右折	
地点2 交差点 (市川橋通二丁目)	0.448	0.399	0.577	0.527	0.590	0.540		
	0.47	0.42	0.52	0.47	0.52	0.47	東流入左直	
	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	東流入右折	
	0.35	0.30	0.88	0.81	0.93	0.86	南流入直左右	
	平：10時台	0.39	0.40	0.39	0.40	0.39	0.40	西流入左直
	休：12時台	0.01	0.01	0.07	0.08	0.08	0.09	西流入右折
	0.10	0.06	0.24	0.21	0.27	0.23	北流入直左右	

ウ 無信号交差点の交通処理検討

- 信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価
- 評価は「遅れなし」又は「非常に小」となるため、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(主道路：市道 157 号線、従道路：市道 146 号線)

地点 3 (開店後)	東方向からの右折 従道路→主道路		北方向からの右折 主道路→従道路	
	平日 (17 時台)	休日 (14 時台)	平日 (17 時台)	休日 (14 時台)
交通容量	495	480	795	745
実交通量	167	167	121	121
余裕交通容量	328	313	674	624
遅れの指標	非常に小	非常に小	遅れなし	遅れなし

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	環境基準 (昼間)	等価騒音 レベル	環境基準 (夜間)	等価騒音 レベル
A (H=1.2m)	住宅	来店車両走行音 (夜間：キュービクル音)	60 dB (C 類型)	48 dB	50 dB (C 類型)	23 dB
A (H=4.2m)				48 dB		23 dB
A (H=7.2m)				47 dB		23 dB
A (H=10.2m)				47 dB		23 dB
A (H=13.2m)				46 dB		23 dB
B (H=1.2m)	住宅	廃棄物収集作業音 荷さばき作業音 来店車両走行音 (夜間：キュービクル音、 冷凍冷蔵室外機音)		58 dB		32 dB
B (H=4.2m)				57 dB		32 dB
B (H=7.2m)				55 dB		32 dB
B (H=10.2m)				54 dB		32 dB
B (H=13.2m)				53 dB		36 dB
C (H=1.2m)	店舗併用 住宅	来店車両走行音 荷さばき作業音 (夜間：キュービクル音)	47 dB	26 dB		
C (H=4.2m)			47 dB	26 dB		
C (H=7.2m)			47 dB	26 dB		
D (H=1.2m)	住宅	来店車両走行音 (夜間：冷凍冷蔵室外機音)	41 dB	22 dB		
D (H=4.2m)			41 dB	22 dB		
D (H=7.2m)			41 dB	22 dB		
D (H=10.2m)			41 dB	22 dB		
D (H=13.2m)			41 dB	22 dB		
E (H=1.2m)	未利用地	来店車両走行音 荷さばき作業音 (夜間：キュービクル音)	49 dB	24 dB		
E (H=4.2m)			49 dB	24 dB		
E (H=7.2m)			48 dB	24 dB		

→全ての地点において、環境基準を満足している。

□ 夜間において発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a (H=1.2m)	住宅	キュービクル音	50 dB (第3種)	17 dB
a (H=4.2m)				17 dB
a (H=7.2m)				18 dB
a (H=10.2m)				18 dB
a (H=13.2m)				18 dB
b (H=1.2m)	住宅	キュービクル音		44 dB
b (H=4.2m)				42 dB
b (H=7.2m)				38 dB
b (H=10.2m)				35 dB
b (H=13.2m)				33 dB
c (H=1.2m)	道路	キュービクル音		25 dB
c (H=4.2m)				25 dB
c (H=7.2m)				25 dB
d (H=1.2m)	道路	冷凍冷蔵室外機音		12 dB
d (H=4.2m)				13 dB
d (H=7.2m)			14 dB	
d (H=10.2m)			14 dB	
d (H=13.2m)			15 dB	
e (H=1.2m)	道路	キュービクル音	23 dB	
e (H=4.2m)			23 dB	
e (H=7.2m)			24 dB	

→全ての地点において、規制基準を満足している。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 12.6 m³ > 指針 8.2 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	3.7 m ³	8.2 m ³
金属製廃棄物等		0.1 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.1 m ³	
プラスチック製廃棄物等		3.5 m ³	
生ゴミ等		0.5 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.3 m ³	

- リサイクル品（再利用対象物）保管施設
分別回収を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場内に歩行者専用通路を設置することによって、歩車分離を図る。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 関係機関からの要請があれば検討する。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 「姫路市都市景観条例」、「屋外広告物条例」に基づき、地域環境との調和や地域の良好な景観の形成を図る。
- ・ 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の敷地内緑地を行う。

[敷地緑化]

<必要緑化面積>

$$8,189\text{m}^2 \times (100\% - \text{建ぺい率}60\%) \times 50\% = 1,637.8\text{m}^2$$

<計画緑地面積>

$$1,181.73\text{m}^2(\text{平面}) + 468.98\text{m}^2(\text{立面}) = 1,650.71\text{m}^2 (> 1,637.8\text{m}^2)$$

4 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p><騒音対策に係る事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付帯設備である冷凍冷蔵用室外機及び空調用室外機の一部が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」に該当しているため、条例に基づく設置届出を確実に行うこと。 ・ その他の設備についても、「騒音・振動に係る特定施設等」に該当する場合は届出を提出すること。 ・ 店舗に集合住宅が隣接しているため、設備音、車両走行音、キュービクル等からの騒音・低周波音苦情が発生した際には、速やかに対応すること。 <p><駐車場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車区画の大きさの区別が図面で確認できるようにすること。 ・ 下記の3条件の全てにあてはまる駐車場は、路外駐車場の届出をすること。 <p>①道路の路面外に設置される自動車、自動二輪車の駐車のための施設であって一般公共の用に供させる駐車場</p> <p>②一般公共の駐車のために供される部分の面積が500平方メートル以上の駐車場</p> <p>③利用者から時間駐車料金を徴収する駐車場</p> <p><開発行為に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道城東146号線の既設側溝について、横断通行が主となるため横断用側溝等へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に係る特定施設等については、条例に基づき設置届を行います。 ・ その他の設備についても、「騒音・振動に係る特定施設等」に該当する場合は届出を行います。 ・ 騒音・低周波音等の苦情が発生した際には、状況を確認のうえ、真摯に対応します。 ・ 図面4にて区画No.70：軽自動車、No.90：身障者用、No.98：一般車両の車幅の大きさを記載しています。 ・ 条件にあてはまるため、路外駐車場の届出を行います。 ・ 横断用側溝等への改良を予定しています。 	<p>設置者から対応する旨の回答があり、意見を有しない。</p>

<p>改良すること。</p> <p><街並みづくり等への配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例に基づく許可が必要になる可能性があるため、留意すること。 <p><経路設定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口①について、市道城東 157 号線（都市計画道路市之郷線）の歩道切下げ位置について、現在事業中であるため、姫路市街路建設課と調整すること。 ・計画地南西角部分について、市道城東 146 号線の、歩行者・自転車の乱横断防止のため、横断防止柵等を設置すること。また、車両の誤進入防止及び歩行者の安全確保のため、ラバーポール等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例に基づき申請を行います。 ・出入口①について、市道城東 157 号線（都市計画道路市之郷線）の歩道切下げ位置については姫路市街路建設課と調整します。 ・計画地南西角部分への安全対策について、左記の対応を含めて、歩行者・自転車の乱横断防止及び車両の誤進入防止について検討していきます。 	
--	---	--

5 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から述べられた意見

意見提出なし

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[兵庫県警察本部交通規制課]</p> <ol style="list-style-type: none"> 案内誘導看板の設置について 案内誘導看板の設置箇所については、事前に姫路警察署長と調整されたい。 来退店経路について 来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。 交通整理員の配置について 繁忙日等については、交通整理員を配置し、交通の安全を確保されたい。 駐車対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 来店車両については、店舗周辺の公道に滞留させないように留意されたい。 (2) 店舗周辺の駐車対策を検討されたい。 周辺地域の生活環境の保持について <ol style="list-style-type: none"> (1) 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認すること。 (2) 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告すること。 <p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で案内誘導看板の設置箇所は決まっていないため、決まり次第、事前に姫路警察署と調整します。 ・開業時にオープニングチラシに経路を記載するほか、特別な警備体制として交通の要所に誘導員を配置して周知に努めます。 ・常時とまでは言えませんが、開業後の繁忙状況に応じて交通誘導員を配置します。 ・(1), (2) 駐車場については十分に足りると判断していますが、引き込みをスムーズに行うことで公道に滞留させないよう配慮します。 ・(1), (2) 開店から当分の間は周辺交通の支障の有無に注意するとともに問題が発生した場合は、必要な対策を姫路警察署と協議します。 ・環境の保全と創造に関する条例を遵守し、同条例施行規則で定める緑化 	<p>設置者から対応する旨の回答があり、意見を有しない。</p>

<p>の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m² 以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出すること。 • 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開を求める。 • 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。（利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用いただきたい。） • また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m² 以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意していただきたい。 <p>[景観形成室]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用されます。 • 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続きを適切に行ってください。 <p>[総合治水課]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置する、駐車場を透水性舗装にする等、建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備える努力をお願いします。（総合治水条例第 21 条） • 今回、計画区域が浸水想定区域に含まれているため、建物又は工作物の所有者等は、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努めるようお願いいたします。（総合治水条例第 44 条） 	<p>基準に従います。また同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届については既に建築確認申請前に提出しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 左記の条例を十分留意のうえ、今後とも地元との十分な話し合いによる事業化を進めていきます。 • 福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化を行います。なお敷地内建築物の延べ面積は 10,000 m² 以下です。 <p>• 左記の各法令に基づく基準を遵守し、申請等必要な手続きを適切に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 姫路市ほか関係機関と協議のうえ雨水貯留浸透機能を備えた仕様になっています。 • 設備機器については屋上に配置することで耐水機能を備えた設定にしています。 	
--	--	--

<p>[下水道課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水及び雨水排水計画にあつては、市（下水道管理者）と十分調整すること。 ・県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあつては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮すること。 <p>[環境整備課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。 ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めること。 ・店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に姫路市に相談のうえ慎重に判断すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市と協議のうえ、汚水及び雨水排水計画について調整しています。 ・関係機関と協議のうえ適切な水循環・再利用計画にて調整しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制等に努めます。 ・ドラッグストアのため、現時点では資源ごみ等の回収ボックスを設置の予定はありません。 	
---	---	--

7 法第8条第4項の規定による意見(案)

<p>県の意見の有無</p>	<p>意見を有しない。</p>
<p>付帯事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保に努めること。 3 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。 4 敷地内で計画されている緑地の適切な維持管理に努めること。

議案3

1 届出内容

(新設(既存店舗の営業形態の変更) 届出年月日:平成28年6月14日 根拠条文:法5-1)
 (届出事項変更 届出年月日:平成29年3月3日 根拠条文:法8-7)

名称	銀ビルストアー新宮店、ゴダイドラッグ新宮店			
所在地	たつの市新宮町新宮 80 番 12 ほか			
設置者	株式会社銀ビルストアー、ゴダイ株式会社			
小売業者の名称(業態)	株式会社銀ビルストアー(食料品、生活雑貨等) ゴダイ株式会社(医薬品、食料品等)			
店舗面積、延べ面積、 建築面積、敷地面積	1,459 m ² 、1,882 m ² 1,832 m ² 、6,636 m ²			
用途地域	第一種住居地域、第二種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準: B 類型 規制基準: 第 2 種			
駐車収容台数	(変更前) 58 台 (全体台数 58 台) (≧必要台数 56 台) (変更後) <u>65 台</u> (全体台数 <u>65 台</u>) (≧必要台数 56 台)			
	夜間駐車場の利用制限	有	制限後台数	(変更前) 23 台 (変更後) <u>27 台</u>
駐輪収容台数	(変更前) 42 台 (駐輪場①: 18 台、駐輪場②: 24 台) (変更後) <u>45 台</u> (駐輪場①: <u>11 台</u> 、駐輪場②: <u>7 台</u> 、駐輪場③: <u>27 台</u>)			
荷さばき施設面積	90 m ²			
廃棄物等保管容量	16.50 m ³			
営業時間	株式会社銀ビルストアー: 午前 8 時～午後 9 時 45 分 ゴダイ株式会社: 午前 7 時～ 翌午前 0 時			
駐車場の利用時間	午前 6 時 30 分～ 翌午前 0 時 30 分			
駐車場の出入口の数	(変更前) 出入口 3 箇所 (変更後) <u>出口 1 箇所、出入口 1 箇所</u>			
荷さばき施設の利用時間帯	午前 6 時 ～ 午後 10 時			

2 法第8条第4項の規定による県の意見の内容と設置者の対応の概要

県の意見 (H28. 12. 27)	設置者の対応
関係機関との協議が不十分であり、出入口①、出入口③の設置について、道路交通上の安全性や道路機能の確保の観点から懸念があることから、関係機関と十分協議の上、出入口の数、位置及び運用について見直すこと。	関係機関と再協議の上、出入口③を廃止するとともに出入口①を出口専用に変更した。

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数56台に対し、来客用駐車台数を65台（うち届出台数65台）確保する。なお、従業員駐車場については別途10台確保する。

$$〔指針式〕 1.459 \text{ km}^2 \times 1,056.23 \text{ 人/km}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.634 \approx 56 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク1時間あたりの来店自動車台数

$$〔指針式〕 1.459 \text{ km}^2 \times 1,056.23 \text{ 人/km}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \\ \approx 89 \text{ 台}$$

○商圈（店舗を中心に半径1km）を4方面A～Dに分け、各方面別の世帯数比で89台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	85	8.5	7
B	119	11.9	11
C	342	34.1	30
D	457	45.5	41
計	1,003	100.0	89

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

○現況交通量調査（平成28年3月13日(日)・3月14日(月)）に上記で算出した発生台数89台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。

○信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

○いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点A (芝田橋北詰) 平：17時台 休：11時台	0.583	0.370	0.594	0.382	
	0.40	0.23	0.41	0.25	西流入直左
	0.54	0.32	0.54	0.33	西流入右折
	0.23	0.14	0.25	0.16	東流入直左
	0.05	0.04	0.15	0.12	東流入右折
	0.17	0.23	0.17	0.23	北流入直左
	0.10	0.11	0.10	0.12	北流入右折
	0.56	0.38	0.57	0.40	南流入直左
0.05	0.02	0.05	0.02	南流入右折	
地点B (新宮三差路) 平：17時台 休：11時台	0.430	0.366	0.454	0.407	
	0.49	0.34	0.49	0.34	西流入左右
	0.32	0.38	0.42	0.48	北流入直右
	0.45	0.42	0.49	0.46	南流入直左

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	環境基準 (昼間)	等価騒音 レベル	環境基準 (夜間)	等価騒音 レベル
A (H=1.2m)	住宅	換気扇、来店車両走行音 (夜間：来店車両走行音)	55 dB (B類型)	49 dB	45 dB (B類型)	33 dB
A (H=4.2m)				49 dB		33 dB
B (H=1.2m)	住宅	来店車両走行音		48 dB		34 dB
B (H=4.2m)				48 dB		34 dB
C (H=1.2m)	住宅 (空家)	空調室外機、来店車両走行音 (夜間：換気扇)		49 dB		38 dB
C (H=4.2m)				49 dB		38 dB
D (H=1.2m)	住宅	換気扇、荷さばき作業音 (夜間：冷凍室外機)		54 dB		36 dB
D (H=4.2m)				54 dB		36 dB

→全ての地点において、環境基準を満足している。

□ 夜間において発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a (H=1.2m)	道 路	来店車両走行音	45 dB (第2種)	<u>50 dB</u>
a (H=4.2m)				<u>49 dB</u>
a' (H=1.2m)	住 宅			45 dB
a' (H=4.2m)				44 dB
b (H=1.2m)	道 路			<u>70 dB</u>
b (H=4.2m)				<u>59 dB</u>
b' (H=1.2m)	住 宅			<u>52 dB</u>
b' (H=4.2m)				<u>51 dB</u>
b'' (H=1.2m)	住宅壁面	<u>49 dB</u>		
b'' (H=4.2m)		<u>49 dB</u>		
c (H=1.2m)	事業所	来店車両走行音		<u>48 dB</u>
c (H=4.2m)				<u>48 dB</u>
c' (H=1.2m)	事業所			<u>50 dB</u>
c' (H=4.2m)				<u>50 dB</u>
c'' (H=1.2m)	住宅壁面 (空家)			<u>46 dB</u>
c'' (H=4.2m)				45 dB
d (H=1.2m)	道 路		従業員車両走行音	45 dB
d (H=4.2m)				45 dB

d点においては騒音レベルの最大値は規制基準を満足するが、a～cの予測地点において規制基準を超過する。

規制基準を超過する予測地点 a～c 直近の敷地境界で騒音予測を行った結果、騒音レベルの最大値は、a' 点においては規制基準を満足し、b' , c' 点においては規制基準を超過する。

規制基準を超過する予測地点 b' , c' 点の直近の住宅の壁面における騒音予測を行った結果、b'' , c'' 点において規制基準を超過する。

c'' 点においては、空き家であるため、影響は軽微であると考えられる。

□ 環境騒音との比較

夜間の最大騒音が規制基準を超過する b' 点について、環境騒音を測定したところ、各時間帯において予測値を上回る結果となった。よって、b'' 点において、生活環境に対する影響は軽微であると考えられる。

測定日時：平成 28 年 3 月 14 日（月）午後 10 時～翌午前 1 時（60 分ごとに集計）

測定項目：1 時間ごとの等価騒音レベル及び最大の騒音レベル

時間帯	b' 点における等価騒音	b' 点における最大の騒音レベル
22 時台	<u>58 dB</u>	<u>82 dB</u>
23 時台	<u>58 dB</u>	<u>83 dB</u>
0 時台	<u>61 dB</u>	<u>89 dB</u>

4 たつの市から聴取した意見

意見なし

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[兵庫県警交通規制課]</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について 案内誘導看板の設置箇所については、事前にたつの警察署長と調整すること。</p> <p>2 来退店経路について 来退店経路を周知するよう広報を徹底されたい。</p> <p>3 駐車場及び駐車場整備について (1) 夜間帯（22 時以降）閉鎖予定の出口①へ出庫車両が誤って進行しないように案内看板等の設置を検討されたい。 (2) 駐車場内に設置の矢印表示については、昼間帯と夜間帯において変更が生じることから、設置方法について検討されたい。</p> <p>4 店舗出入口への交通整理員の配置について 繁忙日等については、交通整理員を配置し、交通の安全を確保されたい。</p> <p>5 周辺地域の生活環境の保持について (1) 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認すること。 (2) 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告すること。</p> <p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意していただきたい。 ・兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開を求める。 ・福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内誘導看板の設置については、事前にたつの警察署と協議を行い、指導内容に基づいた計画とします。 ・開店時のチラシ配布やホームページ等により来退店経路を周知致します。 ・出口①部に夜間（22 時以降）閉鎖を行う旨の案内看板を設置するとともに、閉鎖区画について店内掲示等により周知致します。 ・昼間の時間帯と夜間の時間帯で駐車場出入口及び駐車場内の運用が異なることを踏まえて、駐車場内の矢印表示の見直しを行います。 ・開店時や繁忙期等については、駐車場出入口に適宜交通整理員を配置致します。 ・開店時には周辺交通の混雑状況を把握します。 ・問題が生じた場合は、必要な対策を講じるとともに、関係機関に報告します。 ・本計画において増築を予定している A 棟（銀ビルストアー）について、増築後の建築面積は 1,000 m²を下回ります。 ・地元とも協議を行い、事業を行ってまいります。 ・建物施設については、バリアフリーに対応した高齢者や障害者の利便及び安全性に配慮した構造とします。なお、各建築物の延べ床面積は 	<p>適切に対応していると考えられる。</p>

<p>また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意していただきたい。</p> <p>[道路保全課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 179 号の道路区域内において、工事等を行うに際しては、事前に龍野土木事務所に協議し、道路法に基づいて必要な手続きを行うこと。 	<p>10,000 m²を下回ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 179 号の道路区域内において、道路工事等を行う場合は、事前に協議の上、道路法に基づいて必要な手続きを行います。 	
--	---	--

6 法第 9 条第 1 項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告の要否(案)

<p>県の勧告の有無</p>	<p>勧告は行わない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保に努めること。 3 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。 4 店舗に近接する住宅から騒音に係る苦情が生じた場合には、適切な措置を講じること。